

令和7年10月2日  
北海道開発局

## 指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社レンタコム北海道に対し、契約締結を辞退したことから指名停止3カ月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社レンタコム北海道は、令和7年9月18日に開札した、小樽開発建設部発注の「無人航空機操縦者技能講習」の落札者となりましたが、誤った金額で入札したことを理由に契約締結を辞退したことから、指名停止措置を行うものです。

### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社レンタコム北海道	北海道札幌市中央区南1条東7丁目2番地4

2. 指名停止措置期間：令和7年10月2日～令和8年1月1日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

#### 4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311  
開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線5703）  
開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>